

旭医大達第76号
令和元年8月7日

旭川医科大学点検評価規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学点検評価規程の一部を改正する規程

旭川医科大学点検評価規程（平成16年旭医大達第210号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改 正 後	現 行
<p>第1条～第11条（略） （庶務） 第12条 委員会の庶務は、総務部企画評価課において処理する。 第13条（略）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規程は、令和元年8月7日から施行し、改正後の第12条の規定は、平成31年4月1日から適用する。</u></p> <p>【改正理由】 平成31年4月1日付けの事務局組織の改組に伴い、所要の改正を行うものである。</p>	<p>第1条～第11条（略） （庶務） 第12条 委員会の庶務は、総務部企画広報評価課において処理する。 第13条（略）</p>